

パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされること

「ネットでのいじめ」はどうするの？



未然防止（起こることを防ぐための対策）	早期対応（はやく対処するための対策）
①情報モラルを教えて、先生と一緒に学んでいくよ！ ☐各教科や学活，総合の授業等で子どもたちに情報モラルについて教えていく。 ☐子どもたちや保護者が，ネットでのいじめを防止して，効果的に取り組めるように「ネットの不適切利用の危険」について学ぶための講演会などを行う。 ☐先生たちでネットでのいじめへの共通理解をして，トラブルが発生した場合の対応をすばやく，確実にできるようにする。 ②家庭・地域，PTAと連携していくよ！ ☐「学校で情報モラルについてどんなことを教えているか」や「子どもたちのインターネット利用状況」などをおたより等でお知らせして，ネットでのいじめが行われないように各家庭や地域に協力を求めている。	①少しでもはやく発見するための取組み！ ☐教育委員会や学校，PTAなどが協力して学校ネットパトロール等の対策をできるようにする。 ☐ネット上で，生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みがあった場合は，情報をみんなで共有して，積極的に関係機関のアドバイスと協力をもらいながら対応する。 ②少しでもはやく対応するための取組み！ ☐ネットでの不適切な書き込みや画像・動画をアップすること等については，被害が大きくならないよう，すばやくかつ徹底して削除できるような対応をする。 ☐犯罪被害や私生活等への危険の恐れがある場合は，すぐに地元警察署に通報し，適切な支援を求める。 ☐学校だけの対応では解決できない場合は，法務局や警察等の関係機関に協力をお願いする。

【保護者の皆様へ】

子どもたちのパソコンやスマホ等を第一義的に管理し、責任をもつのは各家庭であることは間違いありません。本校でも特にスマホやSNSによるいじめを含めたトラブルが後を絶ちません。いじめを含めたネットトラブルを未然に防ぎ、子どもたちを守るためにもフィルタリングはもちろんのこと、家庭内でスマホ等を持たせる必要性について検討し、持たせる場合には必ず適切な利用をするためのルールづくりをしていただくようご協力お願いいたします。

つ る お か し り つ つ る お か だ い い ち ち ゅ う が っ こ う

鶴岡市立鶴岡第一中学校

いじめ防止基本方針



【 いじめで悩んだときの関係機関・相談窓口 】

○「文部科学省HP 子どものSOS相談窓口」

電話相談だけでなく、SNS(LINEなど)でも相談できる窓口がのっているよ！

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitosihidou/06112210.htm

○「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省) ※通話料無料

0120-0-78310

24時間対応しているよ！

○「子どもの人権110番」(法務省) 0120-007-110

受付時間:平日8:30~17:15 ※通話料無料

○「児童相談所全国共通ダイヤル」(厚生労働省) いちばやく 189

受付時間:平日8:30~17:15 県警察のホームページではメールでの相談も受け付けているよ！

○山形県警察少年相談窓口 023-642-1777 もしくは #9110

○鶴岡警察署 0235-28-0110

24時間対応しているよ！

○山形県弁護士会 子ども相談窓口(電話、面談) 023-635-3648

受付時間:平日9:30~16:30

相談方法:「子どもの相談がしたい」と伝えてください。事務局で受付後、担当弁護士から折返し連絡がきます。

相談料:初回電話相談のみ無料。2回目以降は面談で有料の場合があります。通話料はかかります。



大人にはいじめから子どもを救い
いじめをなくす義務がある！

そのために『いじめ防止対策
推進法』っていう法律や『いじめ防止
基本方針』っていういじめ防止のため
の取組みを示したものがあるよ！

いじめ防止対策推進法ってどんな法律？

この法律は、いじめが被害者の教育を受ける権利を奪い、心や体の健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、被害者の命や体に重大な危険を引き起こすおそれがあることをふまえて、子どもたちがかげがえのない個人として尊重される権利を守るために必要な方法、仕組みや、大人の責任を決めて、いじめの防止・早期発見のための対策を進めていくことを目的としています。

「いじめ」ってなに？

この法律で「いじめ」とは、子どもに対して、同じ学校に通っているなどの人間関係を持っている他の子どもたちが行く、心や体などに影響を与える行動（インターネットを使ったものも含みます）のうち、対象となった子どもが心や体に苦しさや痛みを感じているものをいいます。

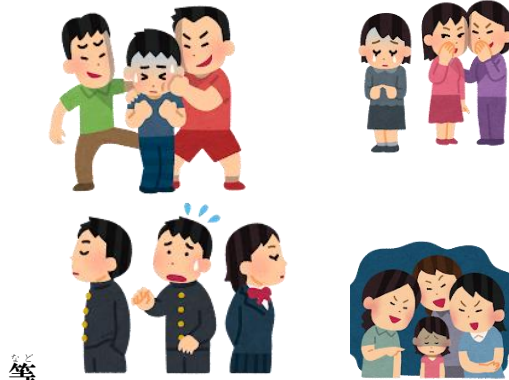
法律ではどこからが「いじめ」？

法律では、「被害者が嫌だと思ったらいじめ」になります。たとえ、加害者が「いじめではなく悪ふざけです」と言ったり、大人が「いじめではなく遊びではないか」と思ったりしても、です。これは、被害者の子どもの苦しみや痛みに寄り添い、大人たちが絶対にいじめを見逃さないようにするためです。ですから、嫌な思いをしているときは、正直に先生などの大人に伝えることがとても大切です。また、この法律では、殴る、蹴るなどの暴力だけでなく、たとえば授業中に友だちに手を挙げて発言するようにうながすことなど、一見日常的なやり取りでもいじめの可能性を疑うことを大人に求めています。

引用・参考元：『子ども六法』 著 山崎聡一郎 （弘文堂）

いじめとして考えられるもの

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる



等

鶴岡一中では、いじめ防止対策推進法などをふまえて、

“いじめ見逃し0”を目指しているよ！

様々ないじめ問題をみんなで効果的に取り組むために『いじめ防止基本方針』を掲げています！

『鶴岡一中いじめ防止基本方針』が掲げていること



1. いじめへの基本的な心得

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性がある。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにいくところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為によって暴行、恐喝、強要等の刑罰に関わる法律にふれる。
- ⑥ いじめは教職員の子どもたちへのかかわり方や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

みんながこんな意識や
注意を心がけて様々な
いじめ問題に取り組むよ！

2. みんなでいじめ問題に取り組むためのそれぞれの役割

本文にはもっと詳しい
ことが書いてあるよ！

(1)学校や先生の役割

- ①わかる・できる授業の工夫や子どもたちの学校生活の充実を目標に、保護者・地域と一緒に、みんなが安心して生活できる学校づくりを目指す。
- ②いじめを未然に防ぎ、いじめを早期に解決できるよう保護者・地域や関係機関と協力して対処する。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明して学校全体で取り組む。
- ④いろんな先生や大人が関わって、チームとして対処する。
- ⑤相談窓口のお知らせや生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を行うなど、学校全体で生徒一人一人の状況の把握を目指す。
- ⑥生徒がいじめのない学校をつくるために、成長にあわせていじめを防止する取組みが行えるようサポートする。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との協力が必要な場合には、警察、児童相談所などへの連絡を積極的に行う。

(2)保護者（お家の人）の役割

- ①子どもの気持ちに寄り添い、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育てる。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなる可能性があることをふまえ、いじめをしないよう育てることに取り組む。また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、まわりの大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと教えるとともに、いじめの防止等の取組みを学校と一緒にすすめる。
- ④いじめまたは、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

(3)子どもたちの役割

- ①自分の夢に向かって精一杯取り組むとともに、他の人に思いやりの心をもっていじめのない関係づくりに取り組む。
- ②いじめがあると思われるときは、関わっている人に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談する。
- ③先生方に状況を聞かれたら、知っていることを伝える。